

定教第32号議案

神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則等の一部
を改正する規則

別紙（案）のとおり

令和8年9月1日提出

神奈川県教育委員会

教育長 花 田 忠 雄

（提案理由）

県立学校の組織的・機動的な学校運営体制の更なる充実を図ることを目的に、総括教諭と教諭等の間に、新たな職として主務教諭を置くため、神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則外2規則について所要の改正をいたしたく提案するものです。

(案)

神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則

(神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和36年神奈川県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項の表の神奈川県立光陵高等学校の項中「教育学部」を削る。

第20条第2項中「教諭又は養護教諭」を「主務教諭」に改める。

第21条を次のように改める。

(主務教諭)

第21条 高等学校に、主務教諭を置く。

2 主務教諭は、教諭又は養護教諭のうちから、教育委員会が任命する。

3 主務教諭は、生徒の教育又は養護をつかさどり、校長の命を受け、高等学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

第23条中「総括教諭」の次に「、主務教諭」を加える。

(神奈川県立の特別支援学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 神奈川県立の特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和44年神奈川県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「教諭、養護教諭又は栄養教諭」を「主務教諭」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(主務教諭)

第17条の2 学校に、主務教諭を置く。

2 主務教諭は、教諭、養護教諭又は栄養教諭のうちから、教育委員会が任命する。

3 主務教諭は、幼児、児童又は生徒の教育、養護又は栄養の指導及び管理をつかさどり、校長の命を受け、学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

第18条第1項中「舎監は、」の次に「主務教諭又は」を加える。

第20条中「総括教諭」の次に「、主務教諭」を加える。

(神奈川県立中等教育学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第3条 神奈川県立中等教育学校の管理運営に関する規則（平成20年神奈川県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「教諭又は養護教諭」を「主務教諭」に、同条第3項中「教育又は養護」を「教育、養護又は栄養の指導及び管理」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(主務教諭)

第20条の2 中等教育学校に、主務教諭を置く。

2 主務教諭は、教諭、養護教諭又は栄養教諭のうちから、教育委員会が任命する。

3 主務教諭は、生徒の教育、養護又は栄養の指導及び管理をつかさどり、校長の命を受け、中等教育学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

第27条中「総括教諭」の次に「主務教諭」を加える。

附 則

- 1 この規則は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第1条中神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則第8条の2第1項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則第20条第2項の規定、第2条の規定による改正後の神奈川県立の特別支援学校の管理運営に関する規則第17条第2項の規定及び第3条の規定による改正後の神奈川県立中等教育学校の管理運営に関する規則第20条第2項の規定は、令和9年4月2日以降に任命する総括教諭について適用し、同日前に任命する総括教諭については、なお従前の例による。

新旧対照表

○神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則

神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和36年神奈川県教育委員会規則第4号）

新	旧												
第1条～第8条（略） 第8条の2（略） <table border="1"> <tr> <th>高等学校</th><th>中学校</th></tr> <tr> <td>神奈川県立光陵高等学校</td><td>横浜国立大学____附属 横浜中学校</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> 2（略） 第9条～第19条の3（略） （総括教諭） 第20条（略） 2 総括教諭は、<u>主務教諭</u>のうちから、教育委員会が任命する。 3・4（略） <u>（主務教諭）</u> 第21条 <u>高等学校に、主務教諭を置く。</u> <u>2 主務教諭は、教諭又は養護教諭のうちから、教育委員会が任命する。</u> <u>3 主務教諭は、生徒の教育又は養護をつかさどり、校長の命を受け、高等学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。</u> 第22条～第22条の6（略） （職務代行） 第23条 校長、副校長及び教頭が事故等により職務を行うことができないときは、課程ごとに校長の指定した総括教諭、<u>主務教諭</u>又は教諭が当該課程の教頭の職務を代行する。 第24条～第36条（略）	高等学校	中学校	神奈川県立光陵高等学校	横浜国立大学____附属 横浜中学校	(略)	(略)	第1条～第8条（略） 第8条の2（略） <table border="1"> <tr> <th>高等学校</th><th>中学校</th></tr> <tr> <td>神奈川県立光陵高等学校</td><td>横浜国立大学<u>教育学部</u>附属 横浜中学校</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> 2（略） 第9条～第19条の3（略） （総括教諭） 第20条（略） 2 総括教諭は、<u>教諭又は養護教諭</u>のうちから、教育委員会が任命する。 3・4（略） 第21条 <u>削除</u> 第22条～第22条の6（略） （職務代行） 第23条 校長、副校長及び教頭が事故等により職務を行うことができないときは、課程ごとに校長の指定した総括教諭____又は教諭が当該課程の教頭の職務を代行する。 第24条～第36条（略）	高等学校	中学校	神奈川県立光陵高等学校	横浜国立大学 <u>教育学部</u> 附属 横浜中学校	(略)	(略)
高等学校	中学校												
神奈川県立光陵高等学校	横浜国立大学____附属 横浜中学校												
(略)	(略)												
高等学校	中学校												
神奈川県立光陵高等学校	横浜国立大学 <u>教育学部</u> 附属 横浜中学校												
(略)	(略)												

神奈川県立の特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和44年神奈川県教育委員会規則第11号）

新	旧
第1条～第16条の3（略） （総括教諭） 第17条（略） 2 総括教諭は、<u>主務教諭</u>のうちから、教育委員会が任命する。 3・4（略） <u>（主務教諭）</u> <u>第17条の2 学校に、主務教諭を置く。</u> <u>2 主務教諭は、教諭、養護教諭又は栄養教諭のうちから、教育委員会が任命する。</u> <u>3 主務教諭は、幼児、児童又は生徒の教育、養護又は栄養の指導及び管理をつかさどり、校長の命を受け、学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。</u> （舎監等） 第18条 校長は、寄宿舎に舎監を置くものとし、舎監は、<u>主務教諭又は教諭</u>をもつて充てるものとする。 2（略） 第19条～第19条の5（略） （職務代行） 第20条 校長、副校長及び教頭が事故等により職務を行うことができないときは、校長の指定した総括教諭、<u>主務教諭</u>又は教諭が教頭の職務を代行する。 第21条～第27条（略）	第1条～第16条の3（略） （総括教諭） 第17条（略） 2 総括教諭は、<u>教諭、養護教諭又は栄養教諭</u>のうちから、教育委員会が任命する。 3・4（略） （新規） （舎監等） 第18条 校長は、寄宿舎に舎監を置くものとし、舎監は、_____教諭をもつて充てるものとする。 2（略） 第19条～第19条の5（略） （職務代行） 第20条 校長、副校長及び教頭が事故等により職務を行うことができないときは、校長の指定した総括教諭_____又は教諭が教頭の職務を代行する。 第21条～第27条（略）

神奈川県立中等教育学校の管理運営に関する規則（平成20年神奈川県教育委員会規則第18号）

新	旧
第1条～第19条（略） （総括教諭） 第20条（略） 2 総括教諭は、<u>主務教諭</u>のうちから、教育委員会が任命する。 3 総括教諭は、生徒の<u>教育、養護又は栄養の指導及び管理</u>をつかさどり、校長の監督を受け、次に掲げる職務を行う。 (1)～(3)（略） 4（略） <u>（主務教諭）</u> <u>第20条の2 中等教育学校に、主務教諭を置く。</u> 2 <u>主務教諭は、教諭、養護教諭又は栄養教諭のうちから、教育委員会が任命する。</u> 3 <u>主務教諭は、生徒の教育、養護又は栄養の指導及び管理をつかさどり、校長の命を受け、中等教育学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。</u> 第21条～第26条（略） （職務代行） 第27条 校長、副校長及び教頭が事故等により職務を行うことができないときは、課程の区分ごとに校長の指定した総括教諭、<u>主務教諭又は教諭</u>が当該課程の区分の教頭の職務を代行する。 第28条～第43条（略）	第1条～第19条（略） （総括教諭） 第20条（略） 2 総括教諭は、<u>教諭又は養護教諭</u>のうちから、教育委員会が任命する。 3 総括教諭は、生徒の<u>教育又は養護</u>をつかさどり、校長の監督を受け、次に掲げる職務を行う。 (1)～(3)（略） 4（略） （新規） 第21条～第26条（略） （職務代行） 第27条 校長、副校長及び教頭が事故等により職務を行うことができないときは、課程の区分ごとに校長の指定した総括教諭_____又は教諭が当該課程の区分の教頭の職務を代行する。 第28条～第43条（略）

神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則の概要

1 改正の趣旨

県立学校の組織的・機動的な学校運営体制の更なる充実を図ることを目的に、総括教諭と教諭等の間に、学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う新たな職として「主務教諭」を置くため、神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則外2規則について、所要の改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う職として、主務教諭を置くこと等を規定する。
 - 神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則（第21条）
 - 神奈川県立の特別支援学校の管理運営に関する規則（第17条の2）
 - 神奈川県立中等教育学校の管理運営に関する規則（第20条の2）
- (2) 教諭等のうちから任命していた総括教諭について、主務教諭のうちから任命する旨の改正を行う。
 - 神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則（第20条第2項）
 - 神奈川県立の特別支援学校の管理運営に関する規則（第17条第2項）
 - 神奈川県立中等教育学校の管理運営に関する規則（第20条第2項）
- (3) その他所要の改正を行う。
 - 神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則（第8条の2第1項、第23条）
 - 神奈川県立の特別支援学校の管理運営に関する規則（第18条第1項、第20条）
 - 神奈川県立中等教育学校の管理運営に関する規則（第20条第3項、第27条）

3 施行期日等

令和9年4月1日から施行する。ただし、横浜国立大学教育学部附属横浜中学校の校名に係る改正規定は、公布の日から施行する。

なお、経過措置として、令和9年4月1日に任命する総括教諭については、従前のおとり、教諭等のうちから任命することとする。